

第 4 章 地域医療構想

第1節 地域医療構想について

第1節 地域医療構想について

基本的事項

医療法第30条の4第2項の規定に基づき、地域医療構想¹⁵に関する事項を医療計画に定めることとされています。本県では、平成28(2016)年に第六次福島県医療計画の一部として、令和7(2025)年の医療提供体制に関する構想(「福島県地域医療構想」)を策定しており、引き続き第8次福島県医療計画の一部として位置づけることとします。

本県の地域医療構想では以下の事項を規定しています。

- ・ 一体の区域として病床の機能の分化及び連携を推進する区域(構想区域)における病床の機能区分ごとの令和7(2025)年の医療需要及び必要とされる病床数
- ・ 構想区域における在宅医療等の令和7(2025)年の必要量
- ・ 地域医療構想の達成に向けた病床機能の分化と連携の推進に関する事項

計画の期間

- 令和7(2025)年を目標年としています。
- 令和8(2026)年からの取組については、国における検討を踏まえ、令和7(2025)年度に新たな地域医療構想を策定することが想定されます。

記載事項

「福島県地域医療構想」(平成28年12月策定)の記載事項は以下のとおりです。詳細は別冊をご覧ください。

福島県地域医療構想(記載事項)	
第1編 県全体	
第1章 地域医療構想の基本的事項	第4節 医療従事者の確保・養成
第1節 構想策定の趣旨	第5節 県民への情報提供・普及啓発と健康づくり
第2節 構想の位置づけ	第6節 その他(多様な医療ニーズへの対応)
第2章 将来の医療需要推計	第5章 地域医療構想策定後の取組
第1節 人口推計	第1節 地域医療構想の推進体制
第2節 県民の受療状況	第2節 構想の見直し・進行管理
第3節 構想区域の設定	第2編 各構想区域
第4節 将来の医療需要	第1章 県北区域
第3章 将来の必要病床数	第2章 県中区域
第1節 医療提供体制等の現状	第3章 県南区域
第2節 将来の必要病床数	第4章 会津・南会津区域
第4章 将来の医療提供体制の実現に向けて	第5章 相双区域
第1節 総論	第6章 いわき区域
第2節 医療機能の分化と連携	第3編 資料編
第3節 在宅医療の推進	

¹⁵ 地域医療構想:いわゆる「団塊の世代」が全て75歳以上の後期高齢者となり、医療・介護の需要が増えると予想される令和7(2025)年に向け、医療機能ごとに令和7(2025)年の医療需要と病床の必要量を推計し、病床の機能分化・連携を進めていくもの。